

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

(1) この章は、法人税課税状況、法人数及び会社標本調査結果（抜粋）から成っており、全数調査若しくは標本調査の方法で調査、集計したものである。

会社標本調査は、内国普通法人のうち活動中の会社等（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、協業組合等）、企業組合、相互会社及び医療法人の法人数、営業収入金額、益金処分の内容、交際費等の項目について、標本調査の方法で調査、集計したものである。

(2) 各用語の定義は次のとおりである。

イ 法人の種類及び課税所得の範囲

内国法人……国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。	}	<p>公共法人……………法人税法別表第一に該当する法人＝法人税の納税義務を有しない。（例、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、地方公共団体、日本道路公団、日本放送協会）</p> <p>公益法人等……………法人税法別表第二に該当する法人＝その法人の所得のうち収益事業から生じた所得又は退職年金業務から生じた所得について課税される。（例、小型自動車競走会、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、商工会議所、農業共済組合）</p> <p>協同組合等……………法人税法別表第三に該当する法人＝すべての所得に対して課税されるが、普通法人に比べ適用される税率が低い。（例、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、信用金庫、森林組合）</p> <p>人格のない社団等…法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの＝収益事業から生じた所得又は退職年金業務から生じた所得について課税される。</p> <p>普通法人……………上記以外の法人＝すべての所得に対して課税される。</p>
-------------------------------	---	--

外国法人……内国法人以外の法人＝日本国内に源泉のある所得又は退職年金業務から生じた所得について課税される。

ロ 事業年度……法人の決算期間のことをいう。通常、年1回決算（決算期間12か月）の法人と、年2回決算（決算期間6か月）の法人がある。

ハ 資本金……事業年度末（年2回決算の会社では下期の決算期）の払込済資本金額であり、資本積立金額は含まない。

4 法人税

2 法人税の税率等

(1) 各事業年度の所得金額に対する法人税率

区 分	各事業年度の所得に対する税率			
	普通法人		協同組合等	公益法人等
	基本税率	中小法人の軽減税率		
平成2年4月1日以後 開始の事業年度	37.5%	28%	27% (30%)	27%
平成10年4月1日以後 開始の事業年度	34.5%	25%	25% (30%)	25%
平成11年4月1日以後 開始の事業年度	30%	22%	22% (26%)	22%

(注) 1 各事業年度の所得に対する税率のうち、普通法人に対する中小法人の軽減税率は、資本金1億円以下の法人の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される。

2 協同組合等の()書きの税率は、特定の協同組合等の年10億円を超える所得に対するものである。

(2) 清算所得に対する法人税率

区 分	清算所得に対する税率	
	普通法人	協同組合等
平成2年4月1日～平成10年3月31日 までの間に解散又は合併をした場合	33.0%	24.8%
平成10年4月1日～平成11年3月31日 までの間に解散又は合併をした場合	30.7%	23.1%
平成11年4月1日以降に解散又は平成 11年4月1日～平成13年3月31日まで の間に合併をした場合	27.1%	20.5%

(3) 退職年金等積立金に対する税率

退職年金等積立金の額の……………1%

(注) 平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、法人税は課されない。

(4) 特定信託の各計算期間の所得に対する税率

特定信託の各計算期間の所得金額の……………30%

(5) 同族会社及び同族特定信託の留保金に対する特別税率

イ 同族会社の課税留保金額

各事業年度の留保金額から、①資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立て金額を控除した金額、②所得等の金額の35%相当額、③年1,500万円のうち最も多い金額を控除した金額

ロ 同族特定信託の課税留保金額

各計算期間の留保金額から、①所得等の金額の35%相当額、②年1,500万円のうちいずれか多い金額を控除した金額

ハ イ、ロの留保金額に対する税率

年3,000万円以下の金額の……………10%

年3,000万円を超え、1億円以下の金額の……………15%

年1億円を超える金額の……………20%

(注) イについては、青色申告法人でその事業年度終了の時における資本又は出資の金額が1億円以下の同族会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する事業年度は、上記の課税留保金額に対する税額の合計額の95%相当額とされている。

- (6) 使途秘匿金に対する特別税率
 使途秘匿金の支出額の……………40%

3 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目								調査方法		
		法人 数	事業 年度 数	所得 (利益) 金額	欠 損 金額	営業 収入 金額	資 本 金 額	支 払 配 当	留 保 金 額		交 際 費 等 額	税 額
4-1 課税状況												全数 調査
(1) 現事業年度分の課税状況	法人の種類別		○	○							○	
(2) 既往事業年度分の課税状況	〃		○	○							○	
(3) 税務署別課税状況			○	○							○	
4-2 法人数及び法人所得金額												
(1) 法人数及び法人所得金額	法人の種類別	○	○	○	○							
(2) 税務署別法人数	〃	○										
4-3 普通法人数												
(1) 決算期別普通法人数	資本金階級別	○	○	○	○							
(2) 業種別普通法人数	〃	○	○	○	○							
(3) 税務署別普通法人数	資本金階級別	○	○	○	○							
4-4 累年比較												
(1) 法人数、所得金額及び税額の累年比較		○	○	○							○	
(2) 普通法人数（資本金階級別）の累年比較	資本金階級別	○										
(3) 協同組合等法人数の累年比較		○										
4-5 会社標本調査結果（抜粋）												標本 調査
(1) 総括表	資本金階級別・業種別	○		○	○	○	○				○	
(2) 利益計上法人の状況	所得階級別	○		○								
(3) 益金処分の内容	資本金階級別・業種別							○	○		○	
(4) 交際費、寄付金及び減価償却費	〃									○		
(5) 貸倒引当金、賞与引当金及び退職給与引当金	〃	○										
(6) 営業収入及び所得率	〃			○		○						